

### 「国際総トン数」について

- 昭和 57 年 7 月 18 日以降に起工された船舶又は同日以降に特定修繕を行った船舶  
 総トン数計算書謄本の JCD - 2 ( 2 ページ目 ) の「法第 4 条第 2 項の規定の例により算定した数値 ( t )」欄に示された値が「国際総トン数」となります。

#### 《総トン数計算書の例》

表紙

JCD-1

<p>総トン数計算書 (長さ 24 メートル以上<del>未満</del>の船舶)</p>					
新	種類	船舶番号	船籍港	船名	用途
改 ( )	汽船	1234	東京都	第 18 丸	貨物船
船質 鋼			閉	閉囲場所の合計容積 <u>968.234</u>	
(中略)					
深さ <u>7.50</u> メートル			所	その他の場所の容積 <u>0.000</u>	
<p>総トン数 <u>200</u> トン</p>					
(以下略)					

#### 2 ページ目

JCD-2

NAME OF SHIP

汽船 第 18 丸

船舶番号 1234

総トン数	
閉囲場所の合計容積から除外場所の合計容積を控除した数値	V <u>1211.310</u> m <sup>3</sup>
規則第 9 条に定める係数	K <sub>1</sub>
0.2+0.02log <sub>10</sub> V	<u>0.2617</u>
法第 4 条第 2 項の規定の例により算定した数値	t <u>316</u>
K <sub>1</sub> · V	国際総トン数
規則第 35 条に定める係数	k <sub>1</sub>
(以下略)	

- 上記以外の船舶  
 引渡し後の登録国において新たに「国際総トン数」の算定を行う必要があります。